

「杉並区教育ビジョン2022」の策定について

令和3年8月1日に公表した「杉並区教育ビジョン2022（案）」について、区民等の意見提出手続の実施結果等を踏まえ、一部修正したうえで、11月10日開催の教育委員会で決定したので報告する。

1 区民等の意見提出手続の実施状況

(1) 実施期間

令和3年8月1日（日）～令和3年8月31日（火）

(2) 公表方法

- ・ 広報すぎなみ8月1日号
- ・ 区公式ホームページ
- ・ 文書による閲覧（庶務課、区政資料室、区民事務所（6か所）、図書館（13館））

(3) 意見提出実績

総数28件（個人28件、団体0件）延べ79項目

- | | |
|-------------|-----|
| ・ 郵送 | 1件 |
| ・ 窓口持参 | 3件 |
| ・ FAX | 4件 |
| ・ メール | 14件 |
| ・ 区公式ホームページ | 6件 |

2 提出された意見と教育委員会の考え方

(1) 区民等の意見の概要と教育委員会の考え方

別紙1のとおり

(2) 修正箇所

別紙2のとおり

なお、区民等の意見による修正2か所を含め、5か所の修正を行う。

3 「杉並区教育ビジョン2022」

別紙3のとおり

4 今後の主なスケジュール（予定）

令和3年11月 公表、周知

意見の概要と教育委員会の考え方

※網掛けの部分は、計画に反映させた意見

No.	意見の概要	教育委員会の考え方
全体について		
1	<p>「教育ビジョン2012」（以下「現ビジョン」という。）の「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」を受け継ぐ「教育ビジョン2022」（以下「新ビジョン」という。）は、区民の声を取り上げ、持続可能な社会、共生社会の形成に重きを置いた教育環境の構築であると評価し、共感する。</p> <p>＜他、同趣旨6項目＞</p>	<p>「教育ビジョン2022」（以下「新ビジョン」という。）は、「人生100年時代」を、区民誰もが学びを通して自分らしく豊かに生きるためのよりどころとなるよう、杉並の教育の基本的な考え方を示したものです。その策定過程において行った区民アンケートや「すぎなみ教育シンポジウム2020」で寄せられたご意見を踏まえ、杉並区教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）において、幅広く検討されました。</p> <p>ここでは、子どものあるべき姿を一律に定めるのではなく、これからの社会を生きる上で、変わらず大切にしたいことは何かという観点に立ち、人としての尊厳を尊重し、多様性、社会的共生などの考え方を踏まえ策定しています。</p> <p>子どもたちを含むすべての区民が「みんなのしあわせを創る杉並の教育」のために何が必要かを念頭に置いて、力を合わせていくことが大切であると認識しています。</p> <p>今後は、区民と区が、みんなのしあわせをみんなで作る教育を実践し、学びの成果の贈り合いが広がるよう、取り組んでいきます。</p>
2	<p>「みんなのしあわせを創る杉並の教育」は、子どもから大人まで目指していることがわかりやすく、とてもいいと思う。</p> <p>＜他、同趣旨1項目＞</p>	
3	<p>先行きが不透明だからこそ、学びを通して、誰もが幸せに生きるために何ができるか、皆が当事者意識を持って考えていけるとよい。</p> <p>＜他、同趣旨2項目＞</p>	
4	<p>目指す人間像を定めないことに賛同する。</p>	
5	<p>先のわからない世の中だからこそ、自分で決めていく力をつけ、子どもたち一人ひとりが心豊かで幸せと感じられるよう育てほしい。そのためには、長いスパンで考えた教育が必要であり、子どもたちの可能性を伸ばせる学びを目指してほしい。</p>	
6	<p>「みんなのしあわせを創る杉並の教育」の中で誰もが学べることは大切で重要だが、一人ひとりが自ら学び、自ら道を拓くことも重要である。推進計画には「自らの道を拓く人」を育てる計画がなされることを期待する。</p>	
7	<p>「私たちが大切にしたい教育」は「共生社会の実現」を軸とする教育を掲げているのみであり、その他の複雑で多様な教育課題が記載されていない。教育ビジョンは多面的であるべきである。</p>	
8	<p>「杉並区」を「〇〇区」に置き換えても通じるようなビジョンであってはならないと思う。</p>	
9	<p>抽象的な言葉が多く、どこの自治体でもあてはまりそうな内容である。もっと杉並区らしさが出るとよいのではないか。</p>	

No.	意見の概要	教育委員会の考え方
10	現ビジョンとその下の政策・施策の検証を踏まえた杉並区の教育の課題整理と改善の方向性が示されておらず、政策の継続の観点から疑問を感じる。	現ビジョンに掲げた「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」のもと、区民の参画と協働により、学校運営協議会や学校支援本部をはじめ、多くの地域の方々の力がつながり合う基盤を整えてきたことがこの間の成果であると考えており、新ビジョンにおいてもこれを土台として、学び合い、教え合う教育を進めていきたいと考えています。
11	新ビジョンは、従来の教育からかなり方向転換をすることになるのではないかと。現場の先生方が子どもたちと向き合ったとき、それに基づく指導をしてもらえるのか。	現ビジョンのもと進めてきた「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」は、これからも時代を超えて大切にしていける基盤と考えています。 新ビジョンはこの基盤の上に、多様性、社会的共生などの考え方を踏まえ、教育行政のみならず、一人ひとりが「人生100年時代」をどう学び続けるか、みんなで考え実践していくか、といった観点で策定しています。教育現場においても、この考え方に基づき取り組んでいきます。
12	審議会の答申は「行政として遵守すべき価値」が前面に打ち出されておらず、区民に行動や考え方を促すことが基調であり、教育行政の主体としての責任が希薄である。 ＜他同趣旨1項目＞	審議会では、新ビジョンを区民と区にとっての杉並の教育の基本的な考え方を示すものとし、区民一人ひとりが自ら教育の当事者となってかかわっていくという観点を立ち、答申がまとめられました。 審議会の答申を踏まえ、新ビジョンでは、教育行政の取組は方向性についての記載に留め、これを実現するための具体策は、今後行政の行動計画として策定する「教育ビジョン2022推進計画」（以下「新推進計画」という。）に記すこととしています。
13	新ビジョンは具体性に乏しい。具体案を出してほしい。 ＜他同趣旨1項目＞	「新推進計画」という。）に記すこととしています。
14	「しあわせ」「ちがひ」「みんな」「まち」などの平仮名表記について、共通認識が持ちにくいと、意図の説明と語彙の定義をしてほしい	「しあわせ」や「ちがひ」等の表記については、漢字によるイメージや漢字の持つ意味に制約されることがないように、平仮名を使用しています。「まち」についても、特定の地名や範囲だけでなく、そこに暮らす人や、人のつながりも含める趣旨から、平仮名としています。 また、定義については、あえて意味を限定することなく、一人ひとりが自由に考えていただけるようにとの思いから表記していないものです。
15	「みんな」が二重の意味で使われているようで難解である。	「みんな」については、区民と区を対象としつつも、それぞれの立場において幅広くとらえてほしいという趣旨で使用しています。
16	新ビジョンについて、見直しや振り返りを行い、次の10年の間に軌道修正を加えていくことが必要だと思う。	教育には一定の継続性が求められる一方、時代の変化に即した柔軟な対応も必要です。教育行政の具体的な取組は、新推進計画において定めていきますが、その取組については適宜振り返り、柔軟に見直しを行っていきます。
17	学びは他者との関係も大切であり、特に、乳幼児から幼少期にかけては、周囲のサポートが欠かせない。個人の成長を支える環境（家庭・地域・学校・行政）の整備・責務について、もっと述べていいのではないかと。	他者との関係が大切であることは、審議会の中でも共有されてきたものであり、それが「みんなのしあわせを創る」という言葉に集約されたものと考えています。 「子どもの思いを尊重する」をはじめとした「一人ひとりが教育の当事者として心がける視点」について、家庭での教育も含めて、区民の方々が機会あるごとに考え、実践できるよう、支援していきます。

No.	意見の概要	教育委員会の考え方
18	新ビジョンに「子どもの権利条約」「障害者権利条約」の条約名を入れてほしい。	新ビジョンには「人権」や個別の条約名等の記載はありませんが、これは特定の内容に特化することなく、より幅広いものとしたいという審議会での議論を踏まえたものであり、日本国憲法をはじめとする守られるべき規範等の趣旨を含んでいるものと認識しています。
19	「教育ビジョン2022の策定について」の「(3)策定にあたっての基本的な考え方」に「人としての尊厳を尊重する」とあるが、「尊厳」だけでなく「人権」を加えてほしい。	
20	「一人ひとりが教育の当事者として心がける視点」では、子どもの権利条約に沿った子育てが必要であるため、子どもの持つ権利を尊重することを、項目として立ててほしい。	
21	「一人ひとりが教育の当事者として心がける視点」の「1. 子どもの思いを尊重する」に「それぞれ自分の思いを持っています」とあるが、「自由と権利」を持っており、それぞれが権利の主体であることを明記してほしい。	新ビジョンで尊重したいものは、すべての人の「自由」や「権利」のみならず、一人ひとりの自発的な「思い」であることから、この表記にしています。
22	子どもの周囲の大人を含め、いかに多くの人にこの新ビジョンを周知し、理解してもらうかが大切である。 ＜他、同趣旨2項目＞	新ビジョンに掲げた、「みんなのしあわせを創る」教育を考えることは、何のために学ぶのかを大人も含めて一人ひとりが考えるきっかけにもなると考えています。 より多くの区民が教育の当事者になることができるよう、区民の関心に寄り添いながら、学校や地域が主体となった取組とも連携し、新ビジョンの周知・理解促進に努めていきます。
教育ビジョン2022の策定について		
23	「(2)教育を取り巻く環境の変化」の「国連では、…(中略)…が定められています。」について、主語は「国連」であるため、「…『持続可能な開発目標(SDGs)』を定めました。」としたほうがよいのではないか。	ご指摘の趣旨を踏まえ、より適切な表現となるよう、修正します。 [別紙2 No.1]
24	「(3)策定にあたっての基本的な考え方」の「区民誰もがこれからの時代を自分らしく生きる」について、「区民誰もがこれからの時代をより良く生きる」「区民誰もがより豊かに生きる」としてはどうか。	「よりよく生きる」といった表現は、今の自分自身を受け止めておらず、その状態を変えようという印象を与えかねないという審議会での議論を踏まえ、「自分らしく生きる」としています。
25	「(4)計画の位置付け」に「羅針盤」という文言が使われている。新ビジョンでは目指す人間像を定めないので、進むべき方向を示すのは矛盾ではないか。	ご指摘の趣旨を踏まえ、よりわかりやすい表現となるよう、修正します。 [別紙2 No.2]

No.	意見の概要	教育委員会の考え方
I 私たちが大切にしたい教育		
26	ちがいを大切にするというコンセプトならば、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を「一人ひとりのしあわせを創る杉並の教育」とした方がよいと思う。	区民アンケートでの子どもたちからの回答においては、区民、在勤・在学者、大人・子どもの総称として「みんな」が多く使われており、新ビジョンではそうした子どもたちの言葉を生かしたいと考えています。
27	「Education for All」等の言葉は、これまでの蓄積のもと更に発展しようとする杉並区の教育のあり方を示すものとしては、誤解を招くのではないか。	新ビジョンでは、「すべての人に教育を (Education for All)」という基礎の上に現ビジョンで培ってきた、みんなが当事者となって一緒に教育を創っていくという観点をより一層進めるため、「みんなが共に教育を創る (Education by All)」としています。
28	「学び合い、信頼をつくり、共に生きる」にある「センス・オブ・ワンダー」は聞き慣れない言葉である。	審議会において、一人ひとりの学びは、さまざまなことを不思議に思う気持ちや好奇心から始まることを大切にしたいという議論があり、それを端的に表す言葉として、アメリカの生物学者レイチェル・カーソンの「センス・オブ・ワンダー」が挙げられたことから、使用しています。
29	「学び合い、信頼をつくり、共に生きる」に「いきいきと学び続ける力を育み」とあるが、学習指導要領の観点から、「いきいきと深い学びを続ける」とした方がよいのではないか。	学習指導要領における「深い学び」とは、身に付けた「知識・技能」を自由自在に活用・発揮できる状態に向かうこととされています。「いきいきと学び続ける」の「学び」は、学ぶこと自体を楽しむという観点でのものであることから、この表記にしています。
30	「ちがいを認め合い、自分らしく生きる」にある、「思いをおくり合い」という言葉は一般的でなく、表現が難しい。	「思いをおくり合う」は、思いを「送り合う」と「贈り合う」という両方の意味を込めて用いており、そうした言葉の多義性により、一人ひとりに想像してもらいたいという観点から、この表記にしています。
31	みんなの幸せを作るためには、考えることや尊重することだけでは不十分であり、差別をしないことが必須であるため、「差別を許さない」ことを明記してほしい。	「ちがいを認め合い、自分らしく生きる」において、差別を起ささない、許さないために何が必要かということを示しています。 また、新ビジョンでは「～しない」という表現をなるべく避け、「～していく」という肯定的表現を使用しています。
32	「誰もが社会の創り手として生きる」という表現は、強制的な感じがする。 <他同趣旨1項目>	一人ひとりが主体となって「みんなのしあわせを創る杉並の教育」の当事者としてかかわっていくことが大切であるという認識のもと、この表記にしています。
II 一人ひとりが教育の当事者として心がける視点		
33	「一人ひとりが教育の当事者として心がける視点」を「一人ひとりが教育の当事者として」「一人ひとりが教育の当事者となる視点」「一人ひとりが教育の当事者である視点」などとしてほしい。	区民、家庭、地域、学校、教育委員会といった、一人ひとりあるいは主体が、日頃からこの5つの視点を心がけながら、教育の当事者として実践していくという趣旨から、「心がける視点」としています。
34	「みんなのしあわせを創る杉並の教育を豊かに育て続ける」について、「豊かにしていく」などとしてはどうか。	「みんなのしあわせを創る杉並の教育」は、子どもたちを含むすべての区民が、教育の当事者として心がける視点を持って、学び合い、教え合い、かわり合うことを実践し、具体にしていこうという趣旨からこの表記にしています。

No.	意見の概要	教育委員会の考え方
35	「2.ちがいを受け入れる」は、「ちがいを受け止める」のほうがよいのではないか。	ちがいを「受け止める」だけではなく、自分ごとにしていくという趣旨から、「受け入れる」としてきます。
36	「3.対話を大切にする」において、「私たちは他者との対話やかかわり合いを通して」とあるが、学習指導要領の観点から「主体的な」を加えるべきではないか。	「一人ひとりが教育の当事者として心がける視点」の5つは、いずれも主体的であることを前提としているため、個別の記載はしていないものです。
37	「4. 学びの成果を贈り合う」について、「学びの成果を生かし合う」「学びの成果を伝え合う」「学びの成果を共有する」などとしてはどうか。 ＜他同趣旨1項目＞	一人ひとりが学んだ成果を積極的に共有し合う、という意味を込めて、「贈り合う」を使用しています。
III 教育行政の取組の方向性		
38	「学びを通して誰一人取り残されない社会を…」の「誰一人取り残されない」について、行政が「誰一人取り残さない」主体であるような表現にしてほしい。	学びを通して、互いのちがいを認め合い、支え合うことによって、誰一人取り残されないようにしていくという趣旨から、この表記にしています。
39	持続可能な社会の実現のため、学校は地域住民も学ぶ場になると思う。行政の横断的な連携のもと、地域住民と協働して創る新たな公共空間の実現を期待する。	区民の身近にある学校が「学びのプラットフォーム」となるよう、誰もが気軽に利用できる仕組みづくりに取り組んでいきます。
40	今後も、区民、特に現ビジョンで育った次世代の声を聞いて、より良い学びの場を創ってほしい。	子どもたちの声を受け止めながら、また地域の中で子どもと大人のやりとりを生み出す取組を促しながら、子どもたちも地域の一員として参画する学びの場の充実に努めていきます。
41	「ちがうことが宝」であり「ちがいを育てる」「ちがいを活かす」教育をすべきといった方針となる基盤が根付くことを願う。	「一人ひとりが教育の当事者として心がける視点」を踏まえ、ちがいを生かす教育を地域と共に一層進めていきます。
42	「一人ひとりが教育の当事者として心がける視点」を区も実行できるよう、行政担当者や教員などに研修等を行ってほしい。 ＜他、同趣旨1項目＞	
43	「ちがいを認め合い、自分らしく生きる」はこれからの10年、課題になると思う。様々な状況の子がいる中、教育行政は少数の方々にも寄り添える教育を具体的に示し、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を題目に終わることなく挑戦してほしい。	新ビジョンのもと、区民が子どもたちとのかかわりの中で「ちがいを受け入れる」などの「一人ひとりが教育の当事者として心がける視点」を実践する機会を充実させていきます。また、個々の子どもの状況に応じた教育環境の整備に努めていきます。
44	「ちがいを受け入れる」教育として、LGBTQや発達障害等について、理解を深めていけたらよいと思う。 ＜他、同趣旨2項目＞	
45	いじめや虐待、貧困や格差、孤立などの社会問題が深刻化する今日、教育の果たす役割は重要である。教育の実践に福祉の連携は欠かせないことから、推進計画の策定にあたり具体的に検討してほしい。	

No.	意見の概要	教育委員会の考え方
46	「人への思いやりを大切にできる心」を育む教育を進めてほしい。	思いやりの心を育むことは重要であり、学校ではより深く自己を見つめながら、人としての生き方や社会のあり方について考える教育を行っています。今後もかかわりを前提とした学び合いを通じて、身の回りにいる人たちを思いやり、理解し合うことにより、互いの信頼が育まれる教育を進めていきます。
47	新ビジョンに環境教育や命を守る教育を加えて欲しい。子どもたち自身が考え、実践できるよう教育する必要があると思う。	SDGsに掲げる持続可能な社会の構築を目指し、学校や地域における環境教育を実践していくことや、命の大切さ・尊さについて学ぶことは大切なことであると考えています。学校では、環境教育に関する様々な教育活動や、自ら危険を予測し回避する能力の育成に努めており、引き続き指導していきます。
48	新ビジョンには、文化財の話が入っていない。未来につなぐためには、子どもも先生も杉並の歴史や文化など、郷土を知り、関心をもつことが重要である。「郷土に誇りをもつ」、「郷土を知る」、「我が町を知る」などを明記することが必要ではないか。	歴史や文化など郷土を知ることは重要であり、学校ではこれまでも学習指導要領に則り、郷土のことを学ぶ学習を進めてきました。また、生涯学習分野では、郷土博物館の特別展・企画展等を通じて、区民が歴史や文化に親しむ機会を提供してきました。今後も、新推進計画や区の総合計画・実行計画等において具体的な取組を進めていきます。
49	コロナ禍により対面での教育が難しい中で、伝統文化の継承や地元の歴史などを教えてもらえる機会が減っている。子どもたちに何をのこすか、何を見守るかを考えていきたい。	
50	教育行政の役割として、子どもたちの成長に必要な自然環境との調和や、子どもたちが安心安全に過ごせるまちづくりとして必須となる住環境の整備（防犯・災害対策等）を加えてほしい。	子どもたちの学びの場として、自然豊かな環境の保全や安全・安心に過ごせるまちづくりは重要なことと認識しています。これらの具体的な取組等については、区で定めている「環境基本計画」等の関連計画と連携して取り組むべきものと考えています。
51	社会の創り手として生きるためには、地域運営学校（CS）や学校支援本部など教育関係団体や地域資源を活用したより小さな地域という単位での行動計画の策定を期待する。	新ビジョンの具体化にあたっては、教育委員会による教育環境の充実と併せて、小さな地域単位での対話とそれを踏まえた行動が欠かせません。ご指摘の観点を踏まえ、地域の教育関係団体との協働をより一層充実させていきます。
52	学校支援本部にかかわっているが、地域の方を学校へ入りやすくすることの難しさを実感している。子どもたちを育むためには、家庭・地域・学校の協働が必要で、今後さらに地域力を生かし、活動していく。	区では、全国に先駆けて、地域の方が学校にかかわっていく学校支援本部の取組を推進してきました。引き続き、地域と学校が目指す関係について、多くの区民の方に伝わるよう、広報等を含めて取り組んでいきます。
53	学校の授業について、議論や実践、発表等、能動的な授業を増やし、自分の思いを言葉や作品などを通じて表現できる力を付けてあげてほしい。 住民の力を借りて充実した教育を行い、未来ある子どもの能力を伸ばしてほしい。	子どもたちの可能性を引き出す、一人ひとりに応じた学びと他者と協力する学びの実現に向け、子ども同士による学び合い、地域での多様な体験活動などを通じて学ぶことが重要と考えています。そのために、学校と地域が連携・協働し、多様な外部人材等が学びに携わることのできる学校教育をより一層進めていきます。
54	これからの社会においてICTやAIは学びに必要な不可欠なものとなり、情報発信や情報を正確に見極める力を養う必要がある。 家庭だけでなく、学校教育においても情報モラル教育を進めてほしい。	児童・生徒1人1台専用のタブレット端末が整備される中で、学校ではこれまでも情報モラル教育を進めてきましたが、今後も家庭と連携を図りながら、一層の充実に向けていきます。

No.	意見の概要	教育委員会の考え方
55	小学生に対し、タブレットやパソコンなどを配布する形態の授業を強要することは避け、課外授業としてほしい。また、プログラミング教育も、幼い子供に強制するのは避けてほしい。	児童・生徒1人1台専用のタブレット端末の整備については、子どもたちの学びの可能性を広げるため、計画的に取り組んできました。学習指導要領においてはプログラミング教育やICTのより一層の活用が求められています。区ではこれまで積み重ねてきた取組を生かし、発達段階に応じ適切に活用していきます。
56	AI活用やテレワークなどは手段であり、「やりとり」「かかわり」「つながり」を学ぶこと、補助的機能としてのICT活用を考えていくことが重要であると思う。より一層具体的な行動計画の策定を期待する。	これからの教育において、協働的な学びは一層重視されていきます。その中で、ICTは目的ではなく手段として活用していくものであると考えています。引き続き、新ビジョンに示した、かかわり合い、つながり合いを大切にしながら取り組んでいきます。
57	子どもたちの豊かな学びのために、科学館を作ってほしい。	科学に関する実験や経験ができる環境は必要であると考えており、現在、旧杉並第四小学校跡地を活用し、民間事業者との連携による科学の拠点の整備を進めています。また、当該施設を拠点として、区内をフィールドにした出前型・ネットワーク型の事業を展開し、豊かな学びを提供できるよう進めています。
58	1クラス20人学級を実現してほしい。	学級編制について、区では区費教員を活用した30人程度学級の施策を進めてきましたが、このたび、
59	区費教員の活用による30人程度学級を含め、きめ細かな教育環境の推進を要望する。	国は、区の学級編制基準と同等の内容への変更を段階的に進めていくこととなりました。今後は、学級の人数に関しては国の施策に基づいて進めることとし、区では区費教員を活用し、教員の教科の専門性を生かしたきめ細かな教育環境の推進を図っていきます。
60	学童施設について、放課後の空き教室を代替場所とするなどの場所的制約はやむを得ないものと理解しているが、放課後の教室の場を利用し、近隣住民の方からボランティアを募り、内容の充実をお願いしたい。	子どもたちの放課後の活動については、学校の状況に応じて、地域住民等の協力を得て、放課後子ども教室として実施しています。今後も、子どもたちが地域の中で多様な体験ができる機会を提供していきます。 なお、学童施設に関連するご意見は、担当所管課と共有させていただきます。
61	児童館を存続してほしい。中高生用の施設を区内拠点ごとに7つ新設してほしい。	児童館に関連するご意見は、担当所管課と共有させていただきます。

杉並区教育ビジョン2022（案） 修正一覧

1 パブリックコメントに伴う修正（2項目）

No.	修正箇所		パブリックコメント案	修正後(修正は下線部)	修正理由
	頁	項目			
1	P1	教育ビジョン2022の策定について (2)教育を取り巻く環境の変化	(前略)国連では、令和12年(2030年)までの行動計画において「誰一人取り残さない」ことを誓い、「持続可能な開発目標(SDGs)」が定められています。(後略)	(前略)国連は、令和12年(2030年)までの行動計画において「誰一人取り残さない」ことを誓い、「持続可能な開発目標(SDGs)」を定めています。(後略)	区民等の意見提出手続の意見を踏まえ、より適切な表現に修正 [別紙1 P3 No.23]
2	P2	教育ビジョン2022の策定について (4)計画の位置付け	(前略)区民誰もが学びを通して自分らしく豊かに生きるための羅針盤となるよう、(後略)	(前略)区民誰もが学びを通して自分らしく豊かに生きるためのよりどころとなるよう、(後略)	区民等の意見提出手続の意見を踏まえ、よりわかりやすい表現に修正 [別紙1 P3 No.25]

2 パブリックコメントによらない修正（3項目）

No.	修正箇所		パブリックコメント案	修正後(修正は下線部)	修正理由
	頁	項目			
3	P7	Ⅲ教育行政の取組の方向性	(前略)「人生100年時代を自分らしくいきいきと生きるための学びを支援する」(後略)	(前略)『「人生100年時代」を自分らしくいきいきと生きるための学びを支援する」(後略)	区の基本構想との整合を図る観点から修正
4	P7	Ⅲ教育行政の取組の方向性	(前略)身近な学校や社会教育施設を生かしながら、豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」としてこれまで以上に活用できる場や機会を整えます。	(前略)身近な学校や社会教育施設を豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」として、これまで以上に活用していきます。	より適切な表現に修正
5	P7	Ⅲ教育行政の取組の方向性	(前略)さらに、対面による学びのよさを生かしつつ、一人ひとりの状況に応じた学びや探究を支えるICTの効果的な活用を図ります。(後略)	(前略)さらに、対面による学びの良さを生かしつつ、 <u>ICTの効果的な活用を図り、一人ひとりの状況に応じた学びや探究を支えます。</u> (後略)	ICTの活用は取組を進めて行くうえでの手段であることを明確にする観点から修正 (区の基本構想との整合を図る観点から修正)

杉並区教育ビジョン2022

令和3年11月
杉並区教育委員会

目 次

教育ビジョン2022の策定について

- I 私たちが大切にしたい教育
- II 一人ひとりが教育の当事者として心がける視点
- III 教育行政の取組の方向性

教育ビジョン2022の策定について

(1) 策定趣旨

教育委員会では、平成24年(2012年)に「杉並区教育ビジョン2012」を策定し、「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」の実現を目指してきました。このビジョンのもと、生涯にわたり誰もが共に学び支え合い、明日の杉並を創り出せるよう、学校(園)や教育行政関係者のみならず、多くの保護者や地域住民が学校の運営に参画し、学校を支援し、地域に子どもの学びの場を創る区民の輪を広げる努力を重ねて、今日に至っています。

このたび、令和3年度(2021年度)に「教育ビジョン2012」が終期を迎え、また、区の新たな基本構想が策定されることを受け、教育委員会では、令和4年度から概ね10年程度を期間とする「教育ビジョン2022」を策定することとしました。

策定にあたっては、「杉並区教育振興基本計画審議会」を設置し、多様な立場で教育にかかわる区民や学識経験者等の参画を得て、審議を進めました。

(2) 教育を取り巻く環境の変化

今日、我が国における教育を取り巻く環境は、大きく変化しています。少子高齢化の急速な進展や急激な人口減少は、これまでの拡大や成長を基調とした社会観を覆しつつあります。また、家族の形や働き方が変化し、人々の価値観や生活が多様化していることに加え、孤立や格差の問題も顕在化しています。

一方、長寿化に伴う「人生100年時代」が現実のものとなりつつあります。私たちは、100年という長い人生をいきいきと自分らしく生きていくために何をなすべきかが問われています。

加えて、今後、ますますグローバル化が進展し、「超スマート社会(Society5.0)」の実現に向けた技術革新が急速に進む中にあることは、人間が人工知能(AI)を使いこなすとともに、世界の人々がこれまで以上に尊重し合い、対話や議論を重ねて、新たな価値を創り出していくことが必要です。

温暖化に象徴される地球規模の気候変動への対応も喫緊の課題です。令和2年(2020年)には、新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界中の人々が想像を超える厳しい状況に置かれました。こうした人類共通の課題と向かい合ったとき、私たちは、国や文化、世代を超えて協力することや、自然環境との調和のとり方について、深く問われることとなりました。

こうした課題への国際的な取組の一つとして、国連は、令和12年(2030年)までの行動計画において「誰一人取り残さない」ことを誓い、「持続可能な開発目標(SDGs)」を定めています。

私たちには、これらの課題を自分ごととして受け止めるために、互いに手を携えて、学び合い、支え合う教育を通して、社会を創り、担う当事者となっていくことが求められています。

(3) 策定にあたっての基本的な考え方

「教育ビジョン2022」の策定にあたっては、区民の声を反映させるための取組として、これからの杉並の教育を考えるシンポジウムや区民アンケートを実施し、多くの区民、特に子どもたちの声を聴き取りました。シンポジウムにおいては、参加者がこれからの社会を想像しつつ教育の未来を語り合い、区民アンケートでは、子どもたちから「みんな楽しくしあわせに暮らすまちになってほしい」「みんながやさしいまちになってほしい」など、それぞれが思い描く未来に向けた言葉とともに、「ほかの人のために自分から行動できる大人になりたい」「いろいろな意見を受け入れられる大人になりたい」といった言葉が寄せられました。

これらの言葉から、「教育ビジョン2012」に掲げた「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」の理念のもと、子どもたちが社会の担い手として確実に育っていることを感じました。この理念は杉並の教育の根幹をなす揺るぎないものであり、これからも時代を超えて大切にしていける基盤となるものです。

加えて、私たちには、社会の大きな変化を受け止め、新しい教育のあり方を考えることが求められています。そのためには、一人ひとりが自分らしく生きるという、人としての尊厳を尊重するとともに、多様性（ダイバーシティ）と社会的共生（ソーシャルインクルージョン）を基本に据える必要があります。またこの時、私たちが忘れてはならないのが、さまざまな人々の権利に関する国際的な議論の動向やその精神、そしてSDGsの考え方です。

一方で、今日のような社会の転換期にあっては、明確な将来像を描くことは困難になっています。教育行政においてもこれまでのような10年後の社会を見据えたあるべき姿を描くことは難しく、さまざまな変化や脅威そして時代の要請にシなやかに対応していくことが大切です。

「教育ビジョン2022」は、こうした背景・趣旨のもとに、これまでのような目指す人間像を定めるのではなく、区民誰もがこれからの時代を自分らしく生きるために必要となる「私たちが大切にしたい教育」を掲げ、その教育を自分ごととして担うための「一人ひとりが教育の当事者として心がける視点」を示し、さらにそれを支える「教育行政の取組の方向性」を明確にするものとして策定しました。

（４）計画の位置付け

「教育ビジョン2022」は、教育基本法に基づく杉並区の教育振興基本計画として位置付けます。また、「人生100年時代」を、区民誰もが学びを通して自分らしく豊かに生きるためのよりどころとなるよう、杉並の教育の基本的な考え方を示したものでもあります。

なお、教育行政の具体的な取組については、この「教育ビジョン2022」に基づき、行動計画となる「教育ビジョン2022推進計画」を策定し、教育環境の着実な整備等の施策を進めていきます。

I 私たちが大切にしたい教育

みんなのしあわせを創る杉並の教育

人は誰もが、しあわせになりたいという願いをもっています。

自分が描いた夢や目標に向かって努力し続けることや、そこで得た成果を他者と共有したり、「ありがとう」という言葉を通して誰かの役に立っていることを実感したりすることによって、人は生きがいを感じ、そうした過程そのものが一人ひとりのしあわせとつながっています。区民アンケートにおいて、子どもたちから最も多く寄せられた「うれしくてがんばろうと思える一言」は「ありがとう」でした。

誰もが自分らしく生きることを大切にしながら、将来を見通しにくい社会の中で、みんなのしあわせを創るためには、一人ひとりが当事者として共に認め合いながら、協力して社会を創り、担うこと、そして、それを支える教育が大切です。

そのためには、誰もが等しく学びの機会を得られる「すべての人に教育を」(Education for All)という基礎の上に、共に学び合い、教え合い、かかわり合って、新たな価値を創り出していくための「みんなが共に教育を創る」(Education by All)という考え方が欠かせません。

こうした観点から、私たちが大切にしたい教育として「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を掲げます。

そして、誰もが教育の当事者となるうえで、共に尊重し、大切にしたいことは次の3つであると考えます。

◇ 学び合い、信頼をつくり、共に生きる

一人ひとりの学びは、さまざまなことを不思議に思う気持ちや好奇心などの「センス・オブ・ワンダー」から始まります。学ぶことへのわくわくした気持ちや楽しさ、探究心を大切にして深めた学びは、学び合い、教え合うことの出発点にもなります。

学んだ成果を教え合うときには、国籍、年齢、性別・ジェンダー、障害の有無等によるちがいや特性にかかわらず、対等な関係の中で対話的なかかわりを持つことが大切です。このようなかかわりを前提とした学び合いを通じて、身の回りにいる人たちを思いやり、理解し合うことにより、互いの信頼が育まれ、教え合う関係がより確かなものになっていきます。

学び合い、教え合いの中で、多様で新たな学びのつながりが生まれることにより、対話的な学びの楽しさが一人ひとりの主体的な学びをさらに促し、「人生100年時代」をいきいきと学び続ける力を育み、信頼をつくり、共に生きることへとつながっていきます。

◇ ちがいを認め合い、自分らしく生きる

多様化する社会の中で、誰もが自分の個性を大切にし、自分らしく生きるためには、あらゆる他者を固有の尊厳を持つ存在として互いに尊重し合うことが必要です。

共に生きる他者の個性に気付く感性を養い、人々の多様性を知り、自分とのちがいを認め合う関係をつくることで、自尊心が高まり、尊重し合い、支え合う気持ちを育むことへとつながっていきます。

その積み重ねが、多様な背景を持つ人々が交流し、思いをおくり合い、自分らしくよりよく生きていこうという意識や積極性へとつながり、生きる喜びを確かなものにしていきます。

◇ 誰もが社会の創り手として生きる

私たちが生きていくこれからの社会は、子どもを含めた誰もが、よりよい社会とは何かを考え、みんなのしあわせを願いながら、共に創り、担っていくことが求められます。

子どもたちから寄せられた「みんなが納得できる学校をつくりたい」「自分の考えを誰とでも言い合える世界でありたい」といった言葉からは、思いや考えを出し合いながら地域や社会を創るやりとりを活発にしていくことへの希望や期待が伝わってきます。

誰もが教育の当事者であり、学びを通して、自分らしく生きるための力を育むとともに、持続可能な社会の創り手となっていきます。さらに、みんなが学び合い、教え合い、支え合うことで、共に夢をつむぎ出し、誰もがしあわせに生きることのできる社会の創り手として生きることへとつながっていきます。

Ⅱ 一人ひとりが教育の当事者として心がける視点

「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を豊かに育て続けるために、子どもも大人もすべての人が、生涯にわたって、学び合い、教え合い、かかわり合う教育の当事者として、以下の5つを日常的に心がけることが大切です。

1. 子どもの思いを尊重する

私たちは、一人ひとりかけがえのない存在であり、それぞれ自分の思いを持っています。

特に、子どもに対しては、大人が子どもの思いに寄り添う関係や、子どもが大人に思いを受け止めてもらえるという安心感を得られる環境をつくることが大切です。

子どもは自分の思いを伝え、受け止めてもらえる中での学びを通して、自己肯定感が高まり、主体性や探究心が育まれます。また、地域みんなが子どもの成長を見守り続けることにより、子どもには共に生きる社会の一員としての意識が芽生えていきます。大人にとっては、こうした子どもへのかかわりを通して、次代に対する責任感を一層高める機会となります。

2. ちがいを受け入れる

自分にとって当たり前であることが、必ずしも他者にとっても当たり前であるとは限りません。

私たちは、他者への想像力を働かせて、自分とは異なる思いや考えがあることに思いをめぐらせることによって、さまざまなちがいや特性を越えて、互いに認め合い、受け入れ合うことが大切です。

ちがいを受け入れる経験を重ねることで、社会はちがいの認め合いと受け入れ合いの中で成り立ち、自分の居場所がそこにあるという気付きや安心感に支えられ、互いに尊重し合う関係づくりへの一歩を踏み出すことにもつながります。

3. 対話を大切にする

私たちは、他者との対話やかかわり合いを通して、自らの学びを深めることや一人では乗り越えられない課題を解決するとともに、さらに新しいことを生み出していくことができます。

対話を通して学び合い、共にわくわくする経験や、他者と折り合いをつけて接点を見つけるなどの経験を、あらゆる場で、あらゆる機会に重ねていくことが大切です。

互いの考えや意見を対等な関係の中で対話的に語り合い、それを重ねていくことで、私たちは共に新たな気付きを得ていきます。そして、自らの学びが深まったという実感や、一人で抱えるには困難な課題の解決につながったという達成感は、他者や社会への信頼感を高めていくことにもつながります。

4. 学びの成果を贈り合う

私たちは、みんなと共に生きています。学びの成果を自分の中だけにとどめることなく、他者と互いに教え合うことにより、共に支え合い、新たな価値を創り出していくことができます。

また、自らの学びの成果を誰かのために生かしたり役立てたりすることは、新たな喜びを生み、豊かな人生へとつながっていきます。そして、私たち一人ひとりが学びと創造の当事者であることを自覚し、社会の担い手となっていきます。

こうした学びの成果を贈り合う、教え合いの連鎖が広がることによって、人がつながり、誰一人取り残すことのない社会を築いていくことにつながります。

5. 社会を創る当事者として考える

私たちがしあわせな社会を創るためには、それぞれの思いを共に実現する学び合いの当事者となり、「みんなが共に教育を創る」(Education by All)ことが大切です。

社会におけるさまざまな課題を自分ごととして考えて行動することや、その時にできる挑戦を積み重ねていくことによって、一人ひとりの学びは、好奇心と喜びに満ち、新たな可能性が広がり、社会とのつながりのなかで一層豊かなものになっていきます。

区民アンケートにおいて、まちの好きなところとして「みんながやさしくて声をかけてくれるところ」と回答した子どもからは、10年後のまちで「自分も同じように子どもたちに親切にしたい」という声が聞かれるなど、子どもたちのまちや次代に対する思いが伝わってきます。

一人ひとりの学びが社会とつながることによって、誰もが社会の当事者としての役割を果たしていることを実感し、みんなのしあわせを創り出していくことにつながっていきます。

私たちは、「すべての人に教育を」(Education for All)という考え方の上に、「みんなが共に教育を創る」(Education by All)当事者となり、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を豊かに育て続けることによって、誰もが自分らしく生きることができる「みんなが創るまち」(City by All)の実現につなげていきます。

Ⅲ 教育行政の取組の方向性

教育委員会は、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を大切にして、次の基本的な施策を実施します。

教育委員会では、この10年「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」を掲げて、家庭・地域・学校（園）の協力のもと、誰もが当事者として教育にかかわる環境づくりを進めてきました。

こうして築き上げてきた杉並の教育を土台としつつ、子どもたちを含むすべての区民が「一人ひとりが教育の当事者として心がける視点」を持って、学び合い、教え合い、かかわり合って、教育の当事者が増えることにより、私たちが大切にしたい「みんなのしあわせを創る杉並の教育」も共有され、実践され、豊かに育てられていくものと考えます。

そのために、教育委員会は、行動計画となる「教育ビジョン2022推進計画」を策定し、教育施策の担い手にとどまることなく、区の基本構想に掲げた「共に認め合い、みんなでつくる学びのまち」の実現に向け、『人生100年時代』を自分らしくいきいきと生きるための学びを支援することや「学びを通して誰一人取り残されない社会を実現するための条件と環境を整える」という視点に立って、一人ひとりの主体的な実践を後押ししていきます。

主な取組として、家庭・地域・学校（園）の協働をより一層充実させるとともに、学び続ける力を育む学校教育を推進します。また、生涯にわたり誰もが学び合うことができるよう、身近な学校や社会教育施設を豊かな学びや文化等に親しめる「学びのプラットフォーム」として、これまで以上に活用していきます。さらに、対面による学びの良さを生かしつつ、ICTの効果的な活用を図り、一人ひとりの状況に応じた学びや探究を支えます。

また、「教育ビジョン2022推進計画」の取組を進めていくにあたっては、教育の当事者が増え、学びの成果の贈り合いが広がっていくよう、適宜振り返り、柔軟に見直しを行います。そして、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」が豊かに育つよう、教育行政を推進していきます。

参 考 資 料

- 1 杉並区教育振興基本計画審議会委員名簿
- 2 「杉並区教育ビジョン2022」の策定経過
- 3 杉並区教育振興基本計画審議会条例
- 4 杉並区教育振興基本計画審議会条例施行規則

1 杉並区教育振興基本計画審議会委員名簿

	氏名	所属等(委嘱時)	備考
区民 【2名】	おおつ しんいち 大津 真一	公募	
	かとう ともこ 加藤 智子	公募	
学校教育及び社会教育の関係者 【6名】	かたやま まりこ 片山 真理子	杉並区立小学校PTA連合協議会会長	
	こばやかかわ やすこ 小早川 康子	杉並区立中学校PTA協議会会長	
	しぶや まさひろ 渋谷 正宏	杉並区立富士見丘中学校校長	
	にしやま まさとし 西山 雅俊	杉並区立桃井第四小学校 学校運営協議会会長	
	ますだ ゆみこ 増田 由巳子	杉並区青少年委員協議会会長	
	まつの やすかず 松野 泰一	杉並区立天沼小学校校長	
学識経験者 【5名】	おおたけ さとる 大竹 智	立正大学社会福祉学部子ども教育福祉学科教授	
	かわべ たかこ 河邊 貴子	聖心女子大学現代教養学部教育学科教授	
	こくに よしひろ 小国 喜弘	東京大学大学院教育学研究科教授	副会長
	まきの あつし 牧野 篤	東京大学大学院教育学研究科教授	会長
	まつうら りゅうたろう 松浦 隆太郎	東京学芸大学特別支援教育特別専攻科講師	

2 「杉並区教育ビジョン2022」の策定経過

(1) 杉並区教育振興基本計画審議会

回	開催日	主な議事
第1回	令和2年10月29日	委員委嘱、会長互選、副会長指名、教育委員会による諮問、意見交換
第2回	令和2年12月24日	意見交換
第3回	令和3年1月25日	意見交換
第4回	令和3年3月29日	新教育ビジョン構成案・骨子案について
第5回	令和3年4月23日	新教育ビジョン骨子について
第6回	令和3年5月27日	新教育ビジョン（原案）について
第7回	令和3年6月25日	新教育ビジョン答申（案）について 審議会答申

(2) 教育委員会

区分	開催日	主な議事
議案	令和2年1月17日	新教育ビジョンの策定方針について
議案	令和2年2月29日	杉並区教育振興基本計画審議会条例
議案	令和2年6月24日	杉並区教育振興基本計画審議会条例施行規則
報告	令和2年7月13日	杉並区教育振興基本計画審議会区民委員の公募について
議案	令和2年10月14日	杉並区教育振興基本計画審議会委員の委嘱について
報告	令和2年10月14日	杉並区教育振興基本計画審議会区民委員の公募結果及び審議会の審議スケジュール等について
報告	令和2年11月11日	第1回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
報告	令和3年1月13日	第2回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
報告	令和3年2月8日	第3回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
報告	令和3年4月14日	第4回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
報告	令和3年5月14日	第5回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
報告	令和3年6月7日	第6回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
報告	令和3年7月14日	第7回杉並区教育振興基本計画審議会の実施報告について
議案	令和3年7月14日	「杉並区教育ビジョン2022（案）」の策定について
議案	令和3年11月10日	「杉並区教育ビジョン2022」の策定について

(3) シンポジウム・区民アンケートの実施

	実施状況等	
すぎなみ教育シンポジウム 2020	○実施日 ○参加者 ○テーマ	令和2年12月12日(土) 186人 【内訳】会場96人、オンライン90人 みんなで話そう！考えよう！これから10年の杉並の教育
杉並区教育ビジョン アンケート	○実施期間 ○回答数	令和2年12月4日～令和3年3月19日 578件 【内訳】 学生459件 ・小学生449件 ・中学生7件 ・学生(高校・高専)1件 ・学生(大学・短大・専門学校)1件 ・年代回答なし 大人119件

(4) 区民等の意見提出手続

期間：令和3年8月1日～令和3年8月31日 28件 79項目

3 杉並区教育振興基本計画審議会条例

令和2年3月16日

条例第15号

(設置)

第1条 杉並区の教育振興基本計画（教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定により定めるものをいう。次条において同じ。）を策定するため、杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、杉並区教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、杉並区の教育振興基本計画の策定に関し必要な事項について調査審議し、答申する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、教育委員会が委嘱する委員13人以内をもって組織する。

(1) 区民 2人以内

(2) 学校教育及び社会教育の関係者 6人以内

(3) 学識経験者 5人以内

2 委員の任期は、前条第1項の規定による答申が行われた日（以下「答申日」という。）までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 審議会に副会長1人を置き、会長が指名する委員をもってこれに充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第6条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、杉並区教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、答申日の翌日から施行する。
- 2 この条例は、答申日の翌日に、その効力を失う。
- 3 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

杉並区教育振興基本計画審議会	会長日額 14,500円
	委員日額 12,000円

- 4 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。
別表教育委員会の部杉並区教育振興基本計画審議会の項を削る。

4 杉並区教育振興基本計画審議会条例施行規則

令和2年6月24日
教委規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区教育振興基本計画審議会条例（令和2年杉並区条例第15号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ会議の日時、場所及び議題を示して、委員に招集の通知をしなければならない。

(会議録)

第3条 会長は、会議ごとに、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、公表するものとする。

- (1) 会議の日時、場所及び議題
- (2) 会議に出席した委員その他の者の氏名
- (3) 傍聴人の数
- (4) 会議資料の名称
- (5) 会議の次第
- (6) 会議の結果
- (7) 会議に出席した者の主要な発言
- (8) その他会長が必要と認める事項

2 前項の規定による会議録の公表は、杉並区公式ホームページへの掲載により行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、非公開とした会議の会議録は、公表しない。

(庶務)

第4条 杉並区教育振興基本計画審議会（以下「審議会」という。）の庶務は、教育委員会事務局庶務課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この規則は、杉並区教育振興基本計画審議会条例第2条第1項の規定による答申が行われた日の翌日に、その効力を失う。